千葉市選挙管理委員会告示第１５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするのに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和７年６月２日

千葉市選挙管理委員会委員長　大　野　雄　子

１　地方自治法第７４条第１項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第７５条第１項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項（合併協議会設置の請求）及び同法第５条第１項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数

１６，３４３人

２　地方自治法第７６条第１項（議会の解散の請求）、同法第８１条第１項（市長の解職の請求）及び同法第８６条第１項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数

２０２，１４３人

３　地方自治法第８０条第１項（議会の議員の解職の請求）及び同法第８６条第１項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数

中央区　　６０，３７７人
花見川区　４９，５１１人
稲毛区　　４４，１５６人
若葉区　　４１，０８５人
緑区　　３５，６０７人
美浜区　　４１，６４５人

４　市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第５条第１５項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数

１３６，１９０人